

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則

昭和 40 年島根県規則第 30 号

(趣 旨)

第 1 条 この規則は、島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和 40 年島根県条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(有害図書類とみなす図書類の内容)

第 2 条 条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める写真又は絵は、次に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した写真又は絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした写真又は絵を含む。）とする。

- (1) 大腿部を開いた姿態（全裸、半裸又はこれに近い状態でのものに限る。次号から第 6 号までにおいて同じ。）
- (2) 陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態
- (3) 自慰の姿態
- (4) 愛撫の姿態
- (5) 排泄の姿態
- (6) 緊縛の姿態
- (7) 性交又は性交を連想させる行為
- (8) 不同意性交等その他の陵辱行為
- (9) 変態性欲に基づく性行為

2 条例第 6 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める映像は、前項各号に掲げる姿態又は行為を被写体とし、又は描写した映像（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶした映像を含む。）とする。

(有害玩具類とみなす玩具類の形状等)

第 3 条 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次に掲げる物品とする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有する物品
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着が可能な構造を有する物品
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させることにより人形となる物品を含む。）

(図書類自動販売機等の設置等の届出)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定による自動販売機等の設置の届出は、図書類自動販売機等設置届（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、持参して知事に提出することによって行わなければならない。

- (1) 自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）により図書類を販売し、又は貸し付けようとする者（以下「図書類自動販売等業者」という。）の住民票の写し（法人にあっては法人の登記事項証明書）
- (2) 自動販売機等の設置場所付近の見取図
- (3) 設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）
- (4) 図書類の販売又は貸付けを管理する者（以下「図書類自動販売等管理者」という。）の住民票の写し
- (5) 権限付与証明書（様式第3号）
- (6) 図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）

2 条例第8条第1項第6号の規則で定める事項は、自動販売機等により販売又は貸付けをする図書類の種類並びに支店又は営業所等により営業活動を行う場合にあっては、支店又は営業所等の所在地及び名称とする。

3 条例第8条第2項の規定による変更又は廃止の届出は、図書類自動販売機等届出事項変・廃止届（様式第5号）を、変更の場合にあっては持参して知事に提出することによって、廃止の場合にあっては持参し、又は郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便により送付して知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、条例第8条第1項第2号の設置場所を変更しようとするときは変更後の自動販売機等の設置場所付近の見取図及び設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同号の自動販売機等の設置場所を提供する者を変更しようとするときは設置場所の提供に関する確認書（様式第2号）を、同項第3号に掲げる事項を変更したときは変更後の図書類自動販売等管理者の住民票の写し、権限付与証明書（様式第3号）及び図書類自動販売等管理者の義務等に関する確認書（様式第4号）を添付しなければならない。

（図書類自動販売機等の届出済証等）

第5条 条例第9条に規定する届出済証は、様式第6号によるものとする。

2 条例第9条に規定する届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難になったときは、図書類自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第7号）を知事に提出して再交付を受けなければならない。

（有害興行の掲示）

第6条 条例第13条第2項の規定による掲示は、様式第8号によって行わなければならない。

（広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令書）

第7条 条例第14条第2項の規定による広告物の除去、頒布の中止その他必要な措置の命令は、様式第9号の命令書によって行う。

（特定薬品等の指定）

第8条 条例第22条の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第

145号) 第50条第11号の規定に基づき指定された医薬品

(2) 塩酸エフェドリン及びその製剤

(3) 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有するものをいう。）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）

第8条の2 条例第25条の2第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第1号に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

(2) 保護者が青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第25条の2第2項第2号に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じないことがやむを得ないと認められる理由が必要であること。

（青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないこと等がやむを得ないと認められる理由等）

第8条の3 条例第25条の2第2項各号に規定する規則で定める理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用すること又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約に係る特定携帯電話端末等に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずること（次号において「青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等」という。）により当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用等により当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者が携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第25条の2第2項各号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申出年月日

(2) 申出者の住所、氏名及び電話番号

(3) 携帯電話インターネット接続役務を利用する青少年の住所、氏名及び生年月日

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の公表に係る事項）

第8条の4 条例第25条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公表の理由

(2) その他知事が必要と認める事項

(指定書)

第9条 条例第27条ただし書の通知は、様式第10号の指定書によって行う。

(立入調査員の指定)

第10条 条例第28条第1項の規定により立入調査等を行う職員（以下「立入調査員」という。）は、次に掲げる者のうちから指定する。

- (1) 健康福祉部青少年家庭課の職員
- (2) 児童相談所の職員
- (3) 教育庁教育指導課及び社会教育課の職員
- (4) 教育事務所の職員
- (5) 警察本部生活安全部少年女性対策課の職員
- (6) 警察署の少年補導を担当する警察官及び少年補導職員

(立入調査員証)

第11条 条例第28条第4項に規定する立入調査員の身分を示す証明書は、様式第11号による。

(立入調査等の告知)

第12条 立入調査員は、条例第28条第1項の規定により立入調査等を行う場合においては、同項に規定する図書類販売等営業者等、図書類自動販売等管理者その他の関係者に対して、立入調査等を行う旨を告知しなければならない。

附 則

この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年規則第45号）

この規則は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年規則第62号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年規則第94号）

この規則は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和60年規則第33号）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

(行政権限委任規則の一部改正)

2 行政権限委任規則（昭和 31 年島根県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう）略

附 則（平成 5 年規則第 12 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 15 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年規則第 5 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 1 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年規則第 23 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 29 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 6 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 10 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 14 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 32 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 54 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 81 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 36 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 80 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 11 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定並びに様式第 2 号の改正規定、様式第 4 号の改正規定（「又はがん具類」を「又は玩具類」に、「有害指定がん

具類」を「有害指定玩具類」に、「がん具類」を「玩具類」に、「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に改める改正規定に限る。）及び様式第 11 号の改正規定（「がん具類販売業者等」を「玩具類販売業者等」に、「又はがん具類」を「又は玩具類」に改める改正規定に限る。）は公布の日から、様式第 9 号及び様式第 10 号の改正規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 41 号）

この規則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 139 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 21 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 1 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。